

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面(4)

平成28年9月30日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

田原昭彦 

湯峯奈々子 

西永知史 

杉浦雅俊 

山崎智章 

村岡楓公 

宮野理子 

石川真由美 

柳田勝也 

第1	本件追加開示決定③の内容等	3
第2	本件文書4の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	18
第3	本件文書5の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	27
第4	結語	36

外務大臣は、今般、平成28年9月30日付け情報公開第01790号「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」をもって、本件不開示文書（6文書）のうち本件文書4及び5に関する不開示決定を変更して追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨を通知した（以下「本件追加開示決定③」という。）。

被告は、本準備書面において、本件追加開示決定によって新たに開示された範囲等を明らかにするとともに、本件文書4及び5の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて主張する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 本件追加開示決定③の内容等

本件追加開示決定③の結果、本件文書4及び5について変更決定がされ、同文書は部分開示とされた。追加開示した部分は、以下のとおりである。

1 本件文書4について

- (1)ア 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
 - イ 上記項目の下、1枚目から2枚目
- (2)ア 「別添」、「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 上記項目の下、1枚目から4枚目
- (3)ア 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）
 - イ 上記項目の下、1枚目から1.5枚目（ただし各ページの右上及び1.3枚目9行目より後更問3より前を除く）
- (4)ア 「玄葉大臣会見記録（要旨）」（項目）
 - イ 上記項目の下、1行目1文字目から2.3行目3.2文字目
- (5) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (6)ア 「別添1」、「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）

- エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (7) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (8) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (9) 「イラク戦争検証に関する国内外関係者への事前通報説明状況について」
(項目)
- (10) 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」(項目)
- (11) 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」(項目)
- (12) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (13)ア 「別添」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (14) 「イラク戦争検証の対外公表に関する 事前説明」(項目)
- (15) 「イラク戦争検証の対外公表に関する関係者への事前説明」(項目)
- (16) 「イラク戦争検証に関する経緯」(項目)
- (17) 「極秘」, 「イラク戦争検証の対外公表に係る想定問答の作成」(項目)
- (18) 「極秘」, 「イラク戦争検証の対外公表に係る想定問答の作成」(項目)
- (19) 「極秘」, 「イラク戦争検証の対外公表に係る想定問答の作成」(項目)
- (20) 「極秘」, 「イラク戦争検証の対外公表に係る想定問答の作成」(項目)
- (21) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (22)ア 「別添」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (23) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (24) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」(項目)

- (25) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (26) ア 「別添」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (27) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (28) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (29) ア 「別添」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (30) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (31) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (32) ア 「別添」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (33) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）
- (34) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (35) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (36) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (37) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (38) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (39) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」（項目）
- (40) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (41) ア 「別添」, 「報告の主なポイント」（項目）

- イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (42) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (43) 「極秘」, 「イラク戦争検証に関する対外公表文について」(項目)
- (44) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (45) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (46)ア 「別添」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (47) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (48)ア 「別添」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (49) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (50) 「極秘」, 「イラク戦争検証結果の対外公表について」(項目)
- (51) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (52)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (53) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (54) 「別紙」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (55)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)

- イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (56) 「極秘」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (57) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (58)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (59) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (60) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (61)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (62) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (63) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (64)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (65) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (66) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (67)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
- イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)

- エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (68) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (69) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (70)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (71) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (72) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (73)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (74) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (75) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (76)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (77) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)
- (78) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (79)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜我が国の外交努力＞」(項目)
 - エ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (80) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(想定問答)」(項目)

- (81) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (82) ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (83) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）
- (84) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (85) ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (86) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）
- (87) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (88) ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (89) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）
- (90) 「極秘」, 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証対外発表用資料」（項目）
- (91) 「別添」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（項目）
- (92) ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」（項目）
 - イ 「<経緯>」（項目）
 - ウ 「<我が国の外交努力>」（項目）
 - エ 「<教訓と今後の取組>」（項目）
- (93) 「極秘」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応（想定問答）」（項目）

- (94) 「極秘」, 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証対外発表用資料」(項目)
- (95) 「別添」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (96)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (97) 「極秘」, 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証対外発表用資料」(項目)
- (98) 「別添」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (99)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (100) 「極秘」, 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証対外発表を実施する場合の想定問答」(項目)
- (101) 「極秘」, 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証対外発表用資料」(項目)
- (102) 「別添」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (103)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
 - エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (104) 「極秘」, 「『対外説明振り』へのコメント」(項目)
- (105) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (106)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)

- イ 「<経緯>」(項目)
- ウ 「<我が国の外交努力>」(項目)
- エ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (107) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (108) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (109)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (110) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (111) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (112)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (113) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (114) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (115)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)
 - ウ 「<教訓と今後の取組>」(項目)
- (116) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (117) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (118)ア 「別添1」, 「報告の主なポイント」(項目)
 - イ 「<経緯>」(項目)

- ウ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (119) 「に関する 情報公開請求(対処方針)」(項目)
- (120) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (121) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (122)ア 「別添1」, 「報告書の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (123) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (124) 「別添」, 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (125)ア 「別添1」, 「報告書の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (126) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (127) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (128)ア 「別添1」, 「報告書の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)
- (129) 「イラク戦争に関する我が国の対応についての検証：対外発表用資料」
(項目)
- (130) 「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」(項目)
- (131)ア 「別添1」, 「報告書の主なポイント」(項目)
 - イ 「＜経緯＞」(項目)
 - ウ 「＜教訓と今後の取組＞」(項目)

2 本件文書5について

- (1)ア 「イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業」(項目)
イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
ウ 「業務分担(案)」(項目)
なお、「ウ」については、ほかに不開示部分はない。
エ 「論点リスト(案)」(項目)
オ 「<例えば>」(項目)
- (2)ア 「イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業」(項目)
イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
ウ 「業務分担(案)」(項目)
なお、「ウ」については、ほかに不開示部分はない。
エ 「論点リスト(案)」(項目)
- (3)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証チーム 議論のたたき台」(項目)
イ 「1. 作業スケジュール(案)」(項目)
ウ 「2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点(案)」(項目)
エ 「3. その他」(項目)
- (4)ア 「『イラク戦争検証チーム』の立ち上げについて」(項目)
イ 上記項目の下, 3行目1文字目から4行目21文字目
ウ 「1. 人員体制」(項目)
エ 「2. 作業内容」(項目)
オ 「3. 作業期間」(項目)
カ 「4. その他」(項目)
キ 「別添1」, 「『イラク戦争検証チーム』人員体制(案)」(項目)
ク 「●チーム長」, 「・石川和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)」
- (5)ア 「別添3」, 「秘」, 「イラク戦争検証(想定問答)(案)」(項目)

- イ 上記項目の下, 1行目1文字目から17行目25文字目
 - なお, (5)については, ほかに不開示部分はない。
- (6) 「イラク戦争検証ファイル」(項目)
- (7) 「秘」, 「イラク戦争の検証: コメント」(項目)
- (8)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
 - イ 「別紙1」, 「秘」, 「各国によるイラク戦争検証の動き」(項目)
 - ウ 上記項目の下, 1枚目から3枚目
 - エ 「別紙2」, 「イラク戦争検証に関する調査チーム(案)」(項目)
- (9) 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (10) 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (11) 「極秘」, 「イラク戦争検証について省内検討の経緯(メモ)」(項目)
- (12)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討ペーパー」(項目)
 - イ 上記項目の下, 1行目1文字目から2行目10文字目
 - ウ 「1. 検証のスコープ」(項目)
 - エ 「2. 留意点」(項目)
 - オ 「3. 検証のインプリケーション」(項目)
- (13) 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (14)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討ペーパー」(項目)
 - イ 上記項目の下, 1行目1文字目から2行目10文字目
 - ウ 「1. 検証のスコープ」(項目)
 - エ 「2. 留意点」(項目)
 - オ 「3. 検証のインプリケーション」(項目)
- (15) 「報告書案のイメージ」(項目)
- (16)ア 「中間報告書案のイメージ」(項目)
 - イ 「別紙」, 「イラク戦争検証: スケジュール(案)」(項目)
 - ウ 「別紙2」, 「極秘」, 「イラク戦争検証(作業等の段取り)」(項目)

- ① 「1. 作業内容」(項目)
- ② 「2. 作業体制」(項目)
- ③ 「3. 作業期間」(項目)
- エ 「別紙3」, 「『イラク戦争検証チーム』人員体制(案)」(項目)
- オ 「●チーム長」, 「・石川和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)」
- (17)ア 「秘」, 「イラク戦争検証チーム 議論のたたき台」(項目)
- イ 「1. 作業スケジュール(案)」(項目)
- ウ 「2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点(案)」(項目)
- エ 「3. その他」(項目)
- (18)ア 「イラク戦争検証チーム: 第一回会合に向けた作業」(項目)
- イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
- ウ 「業務分担(案)」(項目)
- なお、「ウ」については、ほかに不開示部分はない。
- エ 「論点リスト(案)」(項目)
- オ 「<例えば>」(項目)
- (19) 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (20)ア 「イラク戦争検証チーム: 第一回会合に向けた作業」(項目)
- イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
- ウ 「業務分担(案)」(項目)
- なお、「ウ」については、ほかに不開示部分はない。
- エ 「論点リスト(案)」(項目)
- オ 「<例えば>」(項目)
- (21)ア 「『イラク戦争検証チーム』の立ち上げについて」(項目)
- イ 上記項目の下, 3行目1文字目から4行目21文字目
- ウ 「1. 人員体制」(項目)

- エ 「2. 作業内容」(項目)
 - オ 「3. 作業期間」(項目)
 - カ 「4. その他」(項目)
 - キ 「別添1」, 「『イラク戦争検証チーム』人員体制(案)」(項目)
 - ク 「●チーム長」, 「・石川和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)」
- (22) 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (23)ア 「極秘」, 「報告書案のイメージの項目に関連する文書」(項目)
- イ 「情報収集についての検証」(項目)
 - ウ 「分析についての検証」(項目)
 - エ 「政策決定・実施についての検証」(項目)
 - オ 「国民への説明責任についての検証」(項目)
 - カ 「結論と教訓」(項目)
- (24) 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- (25)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
- イ 「別紙2」, 「極秘」, 「イラク戦検証(作業等の段取り)」(項目)
 - ① 「1. 作業内容」(項目)
 - ② 「2. 作業体制」(項目)
 - ③ 「3. 作業期間」(項目)
 - ウ 「別紙3」, 「『イラク戦争検証チーム』人員体制(案)」(項目)
 - エ 「●チーム長」, 「・石川和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)」
- (26)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証チーム 議論のたたき台」(項目)
- イ 「1. 作業スケジュール(案)」(項目)
 - ウ 「2. 報告書を作成する上で考慮に入れるべき論点・視点(案)」(項目)
 - エ 「3. その他」
- (27)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討ペーパー」(項目)
- イ 「1. 検証のスコープ」(項目)

- ウ 「2. 留意点」(項目)
- エ 「3. 検証のインプリケーション」(項目)
- (28)ア 「イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業」(項目)
 - イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
 - ウ 「業務分担(案)」(項目)
 - エ 「論点リスト(案)」(項目)
- (29)ア 「イラク戦争検証チーム：第一回会合に向けた作業」(項目)
 - イ 「作業スケジュール(案)」(項目)
 - ウ 「業務分担(案)」(項目)
 - エ 「論点リスト(案)」(項目)
 - オ 「(別添)」(項目)
- (30)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討」(項目)
 - イ 「別紙2」, 「極秘」, 「イラク戦検証(作業等の段取り)」(項目)
 - ① 「1. 作業内容」
 - ② 「2. 作業体制」
 - ③ 「3. 作業期間」
 - ウ 「別紙3」, 「『イラク戦争検証チーム』人員体制(案)」(項目)
 - エ 「●チーム長」, 「・石川和秀 在米大次席公使(昭和55年入省、I種)」
- (31) 「極秘」, 「イラク戦争検証について省内検討の経緯(メモ)」(項目)
- (32)ア 「極秘」, 「イラク戦争検証についての検討ペーパー」(項目)
 - イ 「1. 検証のスコープ」(項目)
 - ウ 「2. 留意点」(項目)
 - エ 「3. 検証のインプリケーション」(項目)
- (33)ア 「秘」, 「手持ち」, 「各国によるイラク戦争検証の動き」(項目)
 - イ 上記項目の下, 1枚目から8枚目

なお、(33)については、ほかに不開示部分はない。

- (34)ア 「備忘メモ」(項目)
 - イ 「<事実関係>」(項目)
 - ウ 「<要確認事項>」(項目)
- (35)ア 「備忘メモ」(項目)
 - イ 「<事実関係>」(項目)
 - ウ 「<要確認事項>」(項目)

第2 本件文書4の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 前記第1の1(1)、(2)及び(4)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、資料の共有範囲に関する情報及び資料の公表時期等に関する取扱いについて記載されている。

(2) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、本件資料の共有範囲に関する情報についてのものであり、これが開示された場合、いかなる範囲の者が本件検証の公表に関わったかが明らかになるものであるところ、対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、我が国の検証の公表に関わった者が記載された当該不開示部分に係る情報を公にすれば、今後、何らかの検証等を行う場合において、いずれは関係者が特定される情報が公開されることを想定せざるを得なくなる結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが

ある。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記(2)のとおり、当該不開示部分に係る情報は、本件資料の共有範囲に関する情報及び資料の公表時期等に関する取扱いについてのものであり、これが開示された場合、政府部内での公表文作成過程における公表時期の取扱いに関する議論の一部が明らかになるほか、いかなる範囲の者が本件検証に関わったかが明らかになるものであるところ、将来的に類似の事案が発生した場合、関係国がこれらの情報を基に、我が国の検討体制や検討内容の公表のタイミングを推察することが可能となり、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件検証の公表に関わった者が特定される情報内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、関係者から率直かつ忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

なお、原告は、「『将来的に類似の事案が発生した場合』との主張も繰り返し出てくるが、何をもって『類似』というのかは何も説明がない。そのため、『イラク戦争への関与という特殊な事案に類似の事案が発生することなどおよそ考え難い』という批判が可能である。」(原告準備書面(2)第1の2・4ページ)などと述べ、被告の主張を批判するが、被告は、「イラク戦争に類似する事案」をもって「類似の事案」と主張しているのではなく、外交政策についての検討状況や意思決定過程に関する「検証」を行うという、本件検証と類似の状況が発生した場合を指して「将来的に類似

の事案が発生した場合」と述べているものである。原告の上記主張は、被告の主張の趣旨を正解しないものであり、失当である。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 前記第1の1(3)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、①本件検証を行うに当たって参考にした各種資料の数、及び②資料の公表時期等に関する取扱いが記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつき相当の理由があること（上記(1)①）

当該不開示部分に係る情報（上記(1)①）は、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数に係る記述であり、公にすることにより、いかなる数の資料を収集したかといったことが明らかとなって我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること（上記(1)①及び②）

上記(2)のとおり，当該不開示部分に係る情報（上記(1)①）が公にされることにより，我が国の情報収集能力等が明らかになるから，関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは，我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。

また，当該不開示部分に係る情報（上記(1)②）は，資料の公表時期等に関する取扱いについてのものであり，これが開示された場合，政府部内での公表文作成過程における公表時期の取扱いに関する議論の一部が明らかになるものであるところ，将来的に類似の事案が発生した場合，関係国がこれらの情報を基に，我が国の検討内容の公表のタイミングを推察することが可能となり，我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

以上のとおり，当該情報を公にすると，日本政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 3 前記第1の1(5)及び(6)，(9)ないし(16)，(21)及び(22)，(24)ないし(32)，(34)ないし(41)，(43)，(45)ないし(48)，(50)ないし(52)，(54)及び(55)，(57)及び(58)，(60)及び(61)，(63)及び(64)，(66)及び(67)，(69)及び(70)，(72)及び(73)，(75)及び(76)，(78)及び(79)，(81)及び(82)，(84)及び(85)，(87)及び(88)，(90)ないし(92)，(94)ないし(99)，(101)ないし(131))の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には，「対イラク武力行使に関する我が国の対応（検証結果）」（甲第4号証の1。以下「検証結果対外公表文」という。）及び「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）を作成する過程で作成された以下の内

容が含まれる。

- ア 検証結果対外公表文又は「報告の主なポイント」の具体的な案文及び直接これらに対して付されたコメント等（前記第1の1(5)及び(6), (12)及び(13), (21)及び(22), (25)及び(26), (28)及び(29), (31)及び(32), (40)及び(41), (45)ないし(48), (51)及び(52), (54)及び(55), (57)及び(58), (60)及び(61), (63)及び(64), (66)及び(67), (69)及び(70), (72)及び(73), (75)及び(76), (78)及び(79), (81)及び(82), (84)及び(85), (87)及び(88), (90)ないし(92), (94)ないし(99), (101)ないし(103), (105)ないし(118), (120) ないし(131))
- イ 対外公表の在り方に関する関係者のコメント(同(9), (10)及び(11), (14)ないし(16), (24), (27), (30), (34)ないし(39), (43), (50), (104),
- ウ 対外公表の在り方を検討するに際して参考としたもの(同(119))

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分には、検証結果対外公表文や報告の主なポイントを作成する過程で作成された案文や関係者のコメント、議論の内容等が記載されており、当然その内容は本件文書1の内容に大きく関わることとなっているため、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告の平成28年4月19日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)第3(6ないし41ページ)において述べた、本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報は、その他の情報と併せ読むことで検証結果対外公表文及び「報告の主なポイント」の具体的

な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に知ることができるところ、公にすることにより、我が国が本件検証の結果を公表する上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析も含まれている。

そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内やその他関係者の間での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれている。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 前記第1の1(7)及び(8)、(17)ないし(20)、(23)、(33)、(42)、(44)、(49)、(53)、(56)、(59)、(62)、(65)、(68)、(71)、(74)、(77)、(80)、(83)、(86)、(89)、(93)、(100)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件検証結果及び「報告の主なポイント」の対外公表に際しての想定問答の案文が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれ、又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

想定問答の最終版については、前記第1の1(3)として一部開示しているが、当該不開示部分に係る情報は、想定問答の最終版に至るまでにその具体的な内容が加除修正されていく過程を詳細に知ることができるものである上、想定問答の最終版に盛り込まれなかった内容も含まれることから、公にすることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び、外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様が明らかになる。そのため、当該不開示部分に係る情報が開示されると、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討上の関心事項、我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク及び周辺国等との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

しかも、当該不開示部分には、想定問答案を加除修正する上で参考とされた、非公開を前提とした関係国からの極秘情報をも含むことから、これを開示した場合、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ大きい。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ、我が国の安全が害されるおそれ、及び関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内やその他関係者の間での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様が明らかになる。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 前記第1の1(16)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、前記3(1)イで述べた事項のほか、本件文書1の作成に関する実際の経過(過程)に関する事項についても記載されている。

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びその内容の詳細が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第3 本件文書5の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

- 1 前記第1の2(1)ア及びイ、(2)ア及びイ、(3)ア及びイ、(4)ア及びオ、(11)、(16)イ及びウ③、(17)ア及びイ、(18)ア及びイ、(20)ア及びイ、(21)ア、オ及びカ、(25)イ③、(26)ア及びイ、(28)ア及びイ、(29)ア及びイ、(30)イ③、(31)の各項目並びに(4)イ及び(21)イに係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1の作成に関するスケジュール、スケジュール策定に関連する事項及び実際の経過（過程）に関する事項が記載されている。

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、本件文書1の作成に当たり我が国が行った検証のプロセス（順序、展開）及びその内容の詳細が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることにより、我が国の今後の対応を推察することが可能となることから、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 前記第1の2(4)ウ、エ、キ、(8)エ、(16)ウ②及びエ、(21)ウ、エ、キ、(25)イ②及びウ、(28)ウ、(29)ウ、(30)イ②及びウの各項目並びに(35)に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、検証チームの体制や、チーム構成員のうち、全体総括者を除く構成員等本件検証に関わった職員の氏名及び当時の肩書、経歴が記載されている。

(2) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

本件文書1は、非公開を前提に作成されたものであるから、当然のことながら、検証チームの構成員等本件検証に関わった職員についても非公開を前提として本件検証及びその報告がされたものである。

対イラク武力行使の発生から10年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、我が国の検証チームの構成員等の氏名等が記載された当該不開示部分に係る情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員等に対して不当な働きかけが行われるおそれがあるほか、今後、何らかの検証等を行う場合において、いずれは構成員等の氏名等が公開されることを想定せざるを得なくなる結果、構成員等から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、このような事態になれば、今後の政府部内での協議、検討、検証等において率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

以上のとおり、当該情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

検証チームの構成員等が特定される情報内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、構成員等から外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 前記第1の2(1)エ及びオ、(2)エ、(3)ウ及びエ、(7)、(12)、(14)、(15)、(16)ア、(17)ウ及びエ、(18)エ及びオ、(20)エ及びオ、(23)、(26)ウ及びエ、(27)、(28)エ、(29)エ、(32)の各項目に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書1を作成する過程で作成された以下の内容が含まれる。

ア 本件検証に係る報告書の目的・検証対象、報告書の項目立てに関する考え方、各項目に関する文書とその内容、具体的な文案及びこれらに対するコメント等を記載した報告書のイメージ案（前記第1の2(15)、(23)）

イ 本件検証に係る報告書作成の進捗状況に関する現状報告及びその後の検証作業を進めていく上での指摘事項が記載されている中間報告のイメージ案（同(16)ア）

ウ 本件検証作業を始めるに際して検討された論点等の報告書作成に当たっての議論の内容（同(1)エ及びオ、(2)エ、(3)ウ及びエ、(7)、(12)、(14)、

(17)ウ及びエ, (18)エ及びオ, (20)エ及びオ, (26)ウ及びエ, (27), (28)エ, (29)エ, (32))

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ, 他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

(ア) 当該不開示部分には, 本件文書1を作成する過程で作成された中間報告, 報告書案及び報告書のイメージ案及び検証を始めるに際して検討された論点等が記載されていることから, 当該不開示部分に係る情報を公開することにより, 被告準備書面(2)第3(6ないし41ページ)において述べた, 本件文書1の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の, 国の安全が害されるおそれ, 他国等との信頼関係を損なうおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて, 当該不開示部分に係る情報は, その他の情報と併せ読むことで報告書案文の具体的な内容及びその案文が加除修正されていく過程を詳細に知ることができることから, 公にすることにより, 我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく, 我が国が本件検証を行う上で重要視した視点, 論点, 関心事項等, 及び, 外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また, 検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析も含まれている。

そのため, 当該不開示部分に係る情報が開示されると, 将来的に類似の事案が発生し, 我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合, 関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法, 政策検討上の関心事項, 更には我が国の今後の対応等を正確に予測し, 自国を利する形で効果的な外交活動を行うことが可能となるほか, イラク情勢をめぐ

る動きについての我が国の認識が明らかになる程度が本件文書1と比しても一層大きく、イラク及びその周辺国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。すなわち、当該不開示部分は、本件文書1の作成過程の文書であり、これが開示された場合、本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等の内容が外務省内での議論を経て変遷する態様がより明確な形で明らかになる上、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれていることから、これが開示された場合に生じる政府部内の率直な意見交換に対する萎縮効果は、本件文書1に比しても一層大きい。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な

意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

(ア) 当該不開示部分には、本件文書 1 を作成するに当たり外務省が作成した本件文書 1 の前提となる論点、構想及び案文が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、被告準備書面(2) 第 3 において述べた、本件文書 1 の不開示部分に係る情報を公開した場合に生じるものと同様の、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 上記(ア)に加えて、当該不開示部分に係る情報が公にされることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、我が国が本件検証を行う上で重要視した視点、論点、関心事項等、及び外務省内での議論を経てそれらの内容が変遷する態様がより明確な形で明らかになる。また、検討が進む過程で出てきたより幅広い見解や分析が含まれている。

そのため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国がこれらの情報を我が国の今後の対応を予測するために用いるなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあり、その支障を及ぼすおそれの程度は、上記のような当該不開示部分に係る情報の内容からすれば、本件文書 1 と比しても一層大きいといえる。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 4 前記第 1 の 2 (4) エないしカ、(8) ア、(9)、(10)、(13)、(16) ウ、(19)、(22)、(24)、(25) ア及びイ、(29) オ、(30) ア及びイ、(34)、(35) に係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、方法論を含む本件検証の在り方に関する検討が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めることにつき相当の理由があること

当該不開示部分には、本件文書1を作成するための方法論を含む本件検証の在り方に関する検討の内容が記載されていることから、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、我が国が本件検証に際して必要とした体制や重視する観点等がつまびらかとなるため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

したがって、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれが高まることとなる。

イ 小括

以上のとおり、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

ア 政府部内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること

当該不開示部分に係る情報は、公にしないことを前提として作成された、本件文書1の作成に向けた本件検証の在り方に関するものであり、これが

開示された場合、我が国が本件検証を行う上で採用した方法論、重要視した視点、関心事項等の内容が明らかになることから、これが開示された場合、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある。

イ 小括

したがって、当該不開示部分に係る情報を公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(4) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

上記(2)のとおり、我が国が本件検証に際して必要とした体制や重視する観点等がつまびらかとなるため、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となることから、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。このことは、我が国の外交事務の適正な遂行に支障が生じることの根拠となるものである。

イ 小括

したがって、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 前記第1の2(6)、(29)オ、(34)イ、(35)イに係る不開示部分

(1) 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数及び標目等が記載されている。

(2) 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

ア 国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると外務大臣が認めることにつ

き相当の理由があること

当該不開示部分に係る情報は、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料に係る記述であり、公にすることにより、我が国政府の対イラク武力行使の問題に係る関心事項を推察することが可能となるほか、いかなる種類、性質の資料をいかなる数収集したかなどといったことが明らかとなって我が国政府の情報収集能力(関係各国等の情報収集先を含む)が明らかとなり、また、検討・意思決定の前提となる資料が明らかになることにより対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなるから、将来的に類似の事案が発生した場合における我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

イ 小括

したがって、外務大臣が当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると判断したことについて、これが社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(3) 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

ア 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること

本件文書1は、結果的にイラクに大量破壊兵器が発見されなかった現実がある中で、改めてこの期間の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・実施に役立てるとの観点から、非公開を前提に、外務省内で集められた当時の公電、調書等の多数の関係書類及び省内関係者へのインタビュー等により集約された情報を基礎として、一連の事実関係や政策判断過程等について検討を行い作成されたものである。

したがって、当該不開示部分に係る情報についても、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として作成されたものであることから、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることとなる。

さらに、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

イ 小括

以上のとおり、当該情報を公にすると、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

第4 結語

以上のとおり、本件文書4及び5の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本件文書4及び5に係る原告の請求には理由がない。

以 上